

令和4年10月26日開会

民 生 環 境
常 任 委 員 会 会 議 録

鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会

民生環境常任委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和4年10月26日(水)  
午後2時00分開会  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 委員長の互選  
(追加日程)
  - 1 副委員長の互選
  - 2 所管事務調査
    - (1) 旧老人休養ホーム(うなばら荘)の譲渡先事業者からの事業中止の申し出について
    - (2) 旧灰溶融施設(エコスラグセンター)のサウンディング型市場調査の実施内容等の見直しについて
- 3 閉 会

~~~~~

出席者(8名)

委員長	奥 岩 浩 基	副委員長	勝 部 俊 徳
委員	土 光 均	委員	戸 田 隆 次
委員	稲 田 清	委員	森 岡 俊 夫
委員	景 山 浩	委員	山 本 芳 昭

~~~~~

## 欠席者(0名)

~~~~~

説明のため出席した者

事務局長	三上 洋	事務局施設管理課長	本池 将
事務局施設管理課環境企画室長	吉持 貴文	事務局施設管理課係長	安藤 将大

~~~~~

## 議 会 担 当 職 員

書 記 長            近 藤        隆            書        記            板 井    寛 典

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分)

○**勝部臨時委員長** それでは、ただいまから民生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、委員任期満了後、初めての開催でございますので、委員長が空席でございます。したがって、組合議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、私が臨時委員長を務めさせていただきます。

~~~~~

## 2            委員長の互選

○**勝部臨時委員長**    それでは、日程第2、委員長の互選に入りたいと存じます。

まず、委員長の互選について、近藤書記長から説明をお願いいたします。

○**近藤書記長**        はい、委員長。

○**勝部臨時委員長**    近藤書記長。

○**近藤書記長**        組合議会委員会条例第7条第2項によりますと、委員長は委員会において互選すると規定されておりました、過去の例で申し上げますと、委員長はこれまで米子市議会選出の委員が務めてこられております。以上でございます。

○**勝部臨時委員長**    ただいま、近藤書記長から、委員長は米子市議会選出委員が務めてこられました経緯があるとの報告がございました。

引き続き、米子市議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長**    御異議なしと認めます。よって、どなたか委員長を御推選いただきたいと思います。

○**戸田委員**        委員長。

○**勝部臨時委員長**    戸田委員。

○**戸田委員**        奥岩委員を推選いたします。

○**勝部臨時委員長**    ただいま、委員長に奥岩委員を推選する旨の御発言がございましたが、奥岩委員を委員長の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**勝部臨時委員長** 御異議なしと認めます。よって、奥岩委員を委員長の当選人とすることに決しました。委員長が決定いたしましたので、進行を委員長と交代いたします。

〔臨時委員長退席、委員長着席〕

○**奥岩委員長** 改めまして、ただいま、委員長に御推選いただきました奥岩でございます。引き続き、本委員会が委員の皆様のご自由闊達な議論を経ながら、圏域住民の皆様のご負託にしっかりと応えられるよう、公平、公正な委員会運営に努めてまいりますので、どうぞ委員の皆様、御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは座らせていただきまして、進行に移りたいと思います。

~~~~~

追加日程 1 副委員長の互選

○**奥岩委員長** この後は、委員長の互選後の日程書のとおり行いたいと思いますので、資料のほうを御確認ください。

それでは、日程 1、副委員長の互選を行います。まず副委員長の互選について担当から説明をお願いいたします。

○**近藤書記長** はい、委員長。

○**奥岩委員長** 近藤書記長。

○**近藤書記長** 過去の例で申し上げますと、副委員長は町村議会選出の委員が務めてきておられます。以上でございます。

○**奥岩委員長** ただいま、担当から、副委員長は町村議会選出の委員が務めてこられた経緯があるとの報告がありました。引き続き、町村議会選出の委員を御推選いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議なしということですので、どなたか副委員長を御推選いただきたいと思っております。

○**山本委員** 委員長。

○**奥岩委員長** はい、山本委員。

○**山本委員** 勝部委員を推選いたします。

○**奥岩委員長** ただいま、勝部委員を副委員長にという推選がございましたが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○**奥岩委員長** 御異議ないようですので、勝部委員を副委員長の当選人とするこ

とに決しました。勝部副委員長、御挨拶をお願いいたします。

○**勝部副委員長** この場で失礼いたします。副委員長に選出されました勝部でございます。委員長を補佐して、しっかりと委員会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

~~~~~

## 追加日程 2 所管事務調査

○**奥岩委員長** 続きまして、日程 2、所管事務調査に入ります。

本日の調査事項は 2 件です。これらについて、当局より順次報告を受けたいと思います。初めに、(1) 旧老人休養ホーム（うなばら荘）の譲渡先事業者からの事業中止の申し出についてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○**本池施設管理課長** はい、委員長。

○**奥岩委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** それでは、資料の 1 を用いまして説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

この、うなばら荘の建物などにつきましては、先に開催いたしました令和 4 年 2 月の議会におきまして、株式会社ヤードクリエーションへの譲渡による財産処分の議決を経まして、令和 4 年 5 月に売買代金の完納により所有権が移転したところでございます。このたび、当該譲渡先事業者の代理人弁護士から事業中止の申し出がございましたので、その概要につきまして報告させていただきます。

まず 1 番目の見出しの、事業中止の申し出の経過でございますが、こちらは記載のとおりでございます。9 月 20 日に事業中止の通知を受理いたしました。その後、9 月 27 日に代理人弁護士から通知内容についての説明を受けております。

続きまして 2 番目、事業中止に至った経緯及び理由でございます。こちらは株式会社ヤードクリエーションにおかれましては、宿泊施設のアスリートホテルを中心といたしました施設を計画されていらっしゃいましたが、この新型コロナウイルスの感染拡大により集客が見込めないほか、ウクライナ情勢に伴う資材高騰などによりまして、修繕費また改修費などが増大したこと、また、それから収支計画を見直した結果、毎年 4,000 万円以上の赤字が見込まれ、事業を実施継続することが不可能だという判断に至られたものでございます。

3 番目、事業中止に伴う建物の取扱いにつきまして、こちらは通知原文より譲渡先事業者の申し出を抜粋したものでございます。この事業中止に当たりまして、土地の原状回復・更地返還を免除された場合には、建物の帰属問題が発生いたします。考えられることといたしまして、1 つ目に建物を日吉津村または本組合に贈与すること。また 2 つ目に考えられますのが、建物の売買契約の解除（解約）

でございます。ヤードクリエイションさんといたしましては、建物の売買契約を合意により解約させていただくことで、所有権を返還させていただくことを第一に考えたいという内容でございました。

続いて2ページ目でございます。裏面の2ページ目でございますが、4番目、事業中止に伴う協議事項の追加の申し出ということでまとめてございます。こちらが9月27日の先ほどの通知内容の説明の席で、8月の新聞報道後に、建物に興味を示す複数の事業者から本組合に対しまして問い合わせが入っていることを伝えましたところ、株式会社ヤードクリエイションへも同様の問い合わせが入っていることが確認されましたので、代理人弁護士さんのほうから、通知を行った契約の合意解約、また、贈与に加えまして第三者譲渡についても協議事項に加えたいと改めて申し出があったということでございます。

まずは、この現状の御報告をさせていただいたところでございます。

続きまして、参考といたしまして、旧老人休養ホームの契約に係る経過を時系列にまとめてございます。2月から始まりまして、この一番下の8月のところでございますが、こちらは建物の改修工事の着手遅延ということで申請をいただいております。これを受理いたしております。8月の12日に、この建物の改修工事の着手遅延について承認をさせていただいているところでございます。

続きまして、売買物件に係ります事業条件の特約につきまして、表にまとめて列記しております。別紙には、建物の売買契約の条項を抜粋した契約書を添付しておる状況でございます。

説明は簡単でございますが、以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局の説明が終わりました。委員の皆様、質疑、御意見等お願いいたします。

**○戸田委員** 委員長。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** まず初歩的なことですがけれども、議会で議決をしてこの事務を進めたわけですがけれども、原状に戻していくということになれば、議会との対応はどのような形で今後進められるのか、それをまずは伺っておきたいと思っております。

**○三上事務局長** はい、委員長。

**○奥岩委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** 今、戸田委員さんのほうからございましたように、資料のほうにも冒頭書かせていただいておりますが、本年2月に組合の議会で財産処分の議決をいただきまして、今回、西部広域の建物につきましては譲渡をさせていただいたという経過がございます。さらに西部広域の議会の前には、各構成市町村のそれぞれの議会におきましても、この建物の処分につきましては議決をいただいていた経過があったということも申し添えさせていただきたいと思っております。今回、先ほど担当課長が御説明いたしましたように、全く事業に取りかかる前にですね、

中止というような、ちょっとなかなか想定しづらいような状況の中での今回のお話ということになったところでございまして、正直、ちょっと想定を超えるような展開であったというふうには思っているところでございます。ただ、現実問題といたしまして、実際、代理人弁護士を通じまして、今3つの項目につきまして、今後協議がされる予定という中でございまして、それぞれこの協議を、手続きを進める中で、今、戸田委員さんのほうからありました、議会手続き、そういうものを経て今回対応しておりますので、冒頭申し上げましたが、なかなか想定をちょっと超えるところもありますので、そのあたり、手続きにつきましても共同処理事務が今回なくなっております。そういうような中で、構成市町村も含めて議会手続きが必要になるのかどうなのか、そのあたりもよく県のほうとも相談をさせていただきながら、対応についてはこれからちょっと整理をさせていただいて、また整理が整いましたら、議会のほうに報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○戸田委員 委員長。

○奥岩委員長 戸田委員。

○戸田委員 私もね、組合規約をいろいろ調べるんですけども、また簡単に帰属するというのはなかなか難しい面がある。議会の議決をして事業を執行したということであるので、その辺は十分に県との協議の中で調整を図っていかなければならないのではないかなと私は思っているんですが。そこで組合の財産売買契約の内容を見ますと、第17条の権利譲渡の禁止。第三者の譲渡が難しいということがあるんですけども、しかしながら、先ほど説明があった4の事業中止に伴う協議事項の追加の申し出があったと。そこで同様の問い合わせ等が入ってきておりますよということが追加で記述されておる。私は考えますに、やはり財産譲渡は駄目ですよって言ってますけれども、圏域住民のためのいわゆる有益な事業であって、そういうふうな事業であれば、その権利譲渡のところの部分がある程度理解しながら、違った、同様な手続きのような事業展開はできないのかどうか。それは選択肢の中に一つ入れていくべきであろうと理解しております。その辺も十分に検討なされて、私が思いますのは、本組合のやはり負担の軽減化をまず描いて、その事務をしていかなければならないというふうに思っておるんです。その辺のところは十分に検討されるかどうか分かりませんが、やはりこれは日吉津村さんとの連携調整は必要不可欠ですので、その辺のところも十分に日吉津村さんと本組合と調整を図って、やはり、先ほども言いましたように圏域住民のための負担軽減の在り方を十分に想定されて、事務を執行していただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○三上事務局長 はい、委員長。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 代理人弁護士との今後の協議に関わるお話だというふうに承り



ましたけども、本日の委員会では、まずは申し出がありましたというところの御報告に今日の時点では留めさせていただけたらというふうに思っております。と言いますのが、なかなか想定をちょっと超えるような今回の申し出、また対応が求められているという中でありますので、先ほどございましたように、今3つの、要は建物契約の合意解約。それから贈与、それから第三者譲渡という3項目について、これから協議が行われていくというふうに思っておりますけども、それぞれ、今お話がありましたように、どの方向での対応をしていくのかということ、これから構成市町村、まずは日吉津村さんとしっかり協議をさせていただいて、連携協議をさせていただく中で、それがベースになってまいりますけども、それを踏まえながら構成市町村ともしっかり協議をさせていただいて、今、委員さんのほうからありました負担軽減の視点も重要だよということがございましたので、その視点もまた報告として挙げさせていただきながら、どの方法が良いのかということ、最終的に正副管理者会議の中で、協議方針を今回は決定した上で代理人弁護士の方と協議をしていくというような形で動くべきだということでの話になっておりますので、そのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

**○戸田委員** 委員長。

**○奥岩委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 最後にしますけれども、やはり本組合の顧問弁護士さんもおられるわけですから、相手方も弁護士さんを立てておられます。やはりそういうふうな体系を考えれば、顧問弁護士さんとも十分に協議されて、やはりいろんな手法はあるでしょう。その手法の中で一番効率的な手法を選択せえってなかなか難しい面がありますけれども、しかしながら、それを求められておると私は思っております。だから今の第三者の譲渡がいけないという今の状況なのですけれども、その辺をうまく解除できるかどうか。その辺のところも考えていかなければならないのでないかなと私は思います。顧問弁護士とも相談されて、今後良い方法論を選択していただければなど、これは要望しておきたいと思っております。以上です。

**○奥岩委員長** ほか、ございますでしょうか。森岡委員。

**○森岡委員** 今、戸田委員からも第17条の第三者への譲渡の言葉が出たんですが、この第17条をよく読むと、この丙っていうのは恐らく日吉津村さんのことだと思うんですが、日吉津村さんの承認が得られれば第三者に譲渡ができるというようにもこれ解釈できるのですよね。ですから、まず基本的には、こうやって契約書を結んでいるわけですから、この契約書を第一に遵守するというのが大事だと思いますので、その際に、例えばこの4の、第三者譲渡についても協議事項に加えたいということなんですが、これ相手先ですよ。加えたい相手先というのは、この管理組合のことを指すんですか、それとも日吉津村さんのほうを指すんですか、これは。協議する相手は、今は管理組合ではないんで。弁護士さんは

どういう形でこれを管理組合のほうに言ってきているのかが、ちょっと私理解できないんだけど。

○吉持施設管理課環境企画室長 はい。

○奥岩委員長 吉持施設管理課環境企画室長。

○吉持施設管理課環境企画室長 今、御質問は、ヤードクリエイションの代理人弁護士さんが、その第三者の譲渡についても項目に挙げるというふうに提案をされているのですが、その第三者というのは今までヤードクリエイションさんだったんですけど、別の民間の事業者に対して、という意味でよろしいでしょうかね。

○森岡委員 いやいや、そうではなくてですね。いいですか、委員長。

○奥岩委員長 森岡委員。

○森岡委員 まずね、この契約に従うと、日吉津村さんにヤードクリエイションさんね、乙が丙にきちんとその旨を申し出て、了解を得たかどうかはずポイントだと思うんですよ。了解も得ないのに、今この議会でこれを議論するのは、ちょっと私は法律的には難しい。問題があるような気がしているんです。ですから、その点はもう一度確認したい。それはなぜかという、この物件に先取特権、まあ抵当権なり根抵当なりが設定されているものをですね、今我々がここで議論することはちょっとあり得ない話なんです。ですからそこを確認させてください。それがされているのか、されていないのか。

○三上事務局長 はい、委員長。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 先ほど、組合の代理人弁護士との協議につきましては、御説明いたしましたとおり9月の27日でしたでしょうか、説明を聞いた席です、建物の前所有者であります組合に対しましては、第三者譲渡、これを協議項目に加えたいというお話ありましたけども、今、日吉津村さんから伺っている状況では、代理人弁護士のほうからまだ日吉津村さんのほうには、その第三者譲渡、これを協議項目に加えるという話はされていないと、もう少し正確に言いますと、日吉津村さんと代理人弁護士との間の話は、ちょっと資料にも書いておりますけども、9月の26日、組合に説明があった前日に日吉津村さんにつきましては説明をされたということですが、それ以降は、まだ具体的な協議は入られていないというような状況でございます、今週、どうも交渉予定を、交渉といいますか協議の予定があるということは聞いております。ですから、またそのお話の内容を確認して、第三者譲渡、どのような話があったのか、なかったのか。その辺りも日吉津村さんと代理人弁護士の話があった後に確認をさせていただいて、検討をまたさせていただきたいというふうに考えております。

○森岡委員 いいですか。

○奥岩委員長 森岡委員。

○**森岡委員** 今の事実関係はどうなんですか。抵当権とか設定をされていないんですか。

○**本池施設管理課長** はい、委員長。

○**奥岩委員長** 本池課長。

○**本池施設管理課長** 今の御質問でございますが、抵当権などは実際のところ設定していない状況でございます。

○**奥岩委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** このヤードクリエイションさんが、今どういう形になったのかちょっと分からないんですが、もう破産とか、そういった手続きをやっておいて、そうやってきた場合は恐らく債権者がいらっしゃるんだと思うんです。で、債権者がその代理人弁護士さんとのやり取りをされているのか分かりませんが、そういったその債権者さんがいらっしゃるのに、これをその方を抜きにしてというのはなかなか考えづらいような気がするんですね。だからそこら辺の事実確認をもう一度きちんと交通整理をされたほうがいいと思いますので、はい。

○**三上事務局長** 委員長。

○**奥岩委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** 事実確認をということでございますので、現時点、組合のほうも、今回、事業の中止の申し出は受けておりますけども、ヤードクリエイション自体が営業をやめられるというようなところはお聞きしておりません。ただ、改めまして、そういう形に移行されるのかどうなのか、その辺りも含めて確認をしてまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○**奥岩委員長** ほか、よろしいでしょうか。

○**土光委員** 委員長。

○**奥岩委員長** 土光委員。

○**土光委員** 今日のこの委員会の報告の趣旨は、ヤードクリエイションさんからそういった申し出があったという事実の報告だけなんですね。だから、例えばそういう報告を受けて、執行部、まあ当局がどういうふうにこれからしようとするか、そういったところまではまだ、提案とかそこまではまだ至っていないということですね。だからそういう議論はここでも仕方がないということで、こういう報告があったという事実を報告というか。というふうに理解していいですね。分かりました。

事実関係のことでちょっと2、3確認したいんですが、まず1つ、やり取りで、17条言及されましたこの第三者譲渡に関して。この17条を読む限りは、第三者譲渡をするのに当然、丙、これ日吉津村の了解が要するというのは、それはもう当然。でも、了解を得て第三者譲渡にしたとしても、17条の最後のところで、権利義務は第三者に継承させなければならないとありますよね。この権利義務、特に義務に関しては、この事業提案書に基づく事業をするというのが義務になっ

ていると思います。私はそう理解しています。だから、たとえ日吉津村が了承したとして、第三者に譲渡をしたとしても、その譲渡される第三者は、この提案書にそういうような事業をしなければならないという義務は引き継ぐというふうに私は読めるのですが、そういう解釈で良いですか。

○奥岩委員長 吉持室長。

○吉持施設管理課環境企画室長 第三者譲渡に義務の継承があるかっていうところなんですけども、これについても、先ほど事務局長のほうから説明がありましたけど、法律的なところとかを顧問弁護士と相談しながら、どの程度までということを確認をしていきたいというふうに現在は思っているところです。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 もちろん、そういう確認とか検討とかすればいいですけど、少なくともこの17条で「継承させなければならない」とはっきり書いていますよね。これ解釈の余地はないと思うんですが。

○奥岩委員長 吉持室長。

○吉持施設管理課環境企画室長 繰り返しになりますが、今、土光委員が言われているところが、どこまで強制的なのかというところをこれから整理をして、言われるようにそのままのものなのか、または幅があるものなのかということを確認しながらやっていきたいというのが今の現状です。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。ちょっと条文の解釈の確認をしたかっただけなので。今ちらっと聞こえたのですが、18条もありますよね。だからそういったところも使っているやり方。それから、例えばこの契約書はそういう拘束力があるけど、例えばこの契約を一旦なしにするような手続きをしていただたらいろんなことできると思うのですが、ちょっと今確認したかったのは、17条を読む限りは、第三者に譲渡したとしても権利義務は継承させなければならないとあるので、これはまあそういう意味ではないかという確認をしたかっただけです。これ、もし第三者譲渡をいろんな方法でするとしたら、今は土地、建物に関してはヤードクリエーション、で、第三者は、また別の民間業者。だからもう民間での話になる、そういうふうに理解していいですか、第三者譲渡の場合は。西部広域は直接もう関わらない。民間での話。もちろん了承とか云々は、それは一定の手続きは要りますけど。基本的には民間での話になるというふうに理解していいですか。

○奥岩委員長 吉持室長。

○吉持施設管理課環境企画室長 今言われているのは第三者譲渡のところ、ヤードクリエーションさんが第三者に譲渡ということを考えるというところなんですけども、ただ、土地については日吉津村さんの土地になっているので、そこに

ついて、一般的には第三者のことを日吉津村さんとヤードクリエイションさんがお話されることにはなるとは思いますけど、今の段階では、日吉津村さんと西部広域も話をしながら、どういう選択をするのかというのを検討していくっていうふうに考えているところです。

○三上事務局長 はい、委員長。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 建物につきましてはですね、先ほど来説明をさせていただいてますように、建物につきましては売買、土地につきましては賃借という形になっておりまして、売買契約のほうは、先ほど申しあげました5月の中旬、14日だったと思いますけども終了しております。ですので、この建物についての第三者譲渡、要は第三者からの申し出等につきましては、当然ながら西部広域がそこに入るということはできませんので、仮にこちらのほうにそういうお話があった場合は、現在の所有者でありますヤードクリエイション、この代理人さんのほうでお話を進めていただくというような形にしております。ただ、うちのほうも前所有者ということもありますし、こういう事業展開をやってきたという経過もありますので、事前に了解を得た中で、一定の情報提供がいただけるのであれば、情報提供もちょっといただけたらというふうな対応を現在はしているという状況でございます。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 あと条文の中で21条で、相手方が契約に違反し、又は契約不履行により損害が生じた場合、云々。現時点でこの西部広域、甲にとって、損害が生じたという認識はありますか。

○奥岩委員長 吉持室長。

○吉持施設管理課環境企画室長 現時点ではありません。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 それから、中止に至った経緯、理由の中で、2番ですよ。1ページ目の、理由としては、コロナにより集客が見込めない。もう1つは、ウクライナ情勢により資材高騰。ウクライナ情勢は、ちょっと事実関係は分からないけど一応話としては、これ2月、3月ぐらいの出来事なので、ある意味で予想外のことが起こったというのは理解はできます。ただ、コロナの集客というのは、これはコロナのことはもう2年ぐらい前からそういう状況になっていて、ただ、いつどういふふう終息するかという見通しはついていなかったけど、少なくともこの事業計画を立てるとき、それからこれを評価というか議論するとき、コロナの情勢は当然考慮した上で、この事業提案書をよしとしたわけではないのですか。実際、事業提案書、まだ始まってないから分からないけど、何かコロナで集客が

見込めなくなつたといつても、これって事業計画を立てる時にある程度こういう状況を分かつた上で立てて売買契約に至つたのではないかと思うのですが、その辺はどうなんですか。

○三上事務局長 はい、委員長。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、土光委員がおっしゃいますように、事業計画書の提出をいただいた時点では既にコロナ禍にございまして、ちょうどコロナに入って2年目の状況であつたというふうに思っています。ですので、委員がおっしゃいますように、当然その事業計画を立案されます段階では、この新型コロナっていうのは将来の事業計画を展望される中で折り込み済みの話であつたというふうに理解できると思います。ただ、現状がですね、さらにそこから進む中で、今なおコロナの終息の時期が見極めることができないというような、見通しがまだ立たないというような状況がいまだに続いていること、それからそういった中でこの事業展開としては一応1年という中で事業を着手していただくという中で、年度当初に、ここで書いておられますように、収支計画、これを見通されたときにやはり当面、想定以上の、4,000万円以上の赤字が続くという中で、事業の継続が困難になつたというふうな、そういう時点での見直しをされた中でですね、この事業者においては継続が不可能になつたと判断をされたというふうに理解をしておるところでございます。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 だからこの中止に至つた理由で、結果としては毎年4,000万円ぐらいの赤字が見込まれるということで、なかなか事業継続できないということだけど、少なくともこの事業計画に関しては赤字になるという前提での事業計画ではなかつたと思うんですよ。だから、ここはやはりこういった報告を受ける際に、単にこれをこのまま、結果だけをそうですかではなくて、実際、事業計画と、それから状況変わって、何がどう変わったか、それをきちつと内容を評価して、西部広域としても、そこはちゃんと事業計画と何がかわって、だから結果として4,000万円になつたかというのは、中身もきちんと私は精査すべきではないかと思つています。続けていいですか。今のは答弁、特にいいです。

それからちょっと話しは変わって、そもそも論に移るんですが、これって今年の4月、5月、議会の議決で、土地、建物、土地は日吉津村に無償譲渡ですよ。建物は今回の契約で売却した。ということは、それまでは土地、建物は西部広域が所有者であつたと思つていいわけですよ。

(「はい。」と声あり)

分かりました。私ちょっと常々疑問というか、思つてたんですが、西部広域行政が、うなばら荘というか老人福祉施設、それを西部広域が運営するようになった

経緯というのを簡単に、広域行政で、ある一つの福祉施設を、それを西部広域がやっていくというふうになった経緯を簡単に説明していただけないでしょうか。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 共同処理事務として、この老人休養ホームをどうして西部広域で運営するようになったかというお尋ねでございます。細かい資料が今手元にございませんで、ちょっと大雑把なお話になるかもしれませんが、昭和の時代だったというふうにちょっと記憶をしておるんですけども、当時の厚生労働省の中で、老人休養ホームについての設置の要綱ができました。今と違いまして、要は、今は介護と言いますか、そういうような福祉制度が充実しておったんですけども、当時は要綱でそういう老人の休養施設を行政として作るというその要綱ができたことによりまして、最終的には全国で100か所程度、多いときはあったのではないかというふうに思っておりますけれども、要綱に基づくこの老人休養施設の設置がスタートというふうに思っております。その後、要は介護計画ですとか、老人の計画等ができる中で、老人福祉のサービスが充実する中で、この老人休養ホームにつきましては、公的なサービスにはちょっと含まれない形で要綱での運営という形になる中で、全国的には利用が減少していくという中で、ある経営の様態等を改められたり、もしくは観光施設に変えられたりというようなことがございまして、近年は数えるほどの状況に至ったというような状況でございます。当時、本組合においての取組みでございますけれども、やはりそういう要綱設置によりまして、老人の憩いの場が鳥取県西部においても必要ではないかというような当時御議論がある中で、設置場所を探される中、日吉津村さんのほうから土地の提供、また温泉を掘削されて温泉が出たというような状況もある中で、当時の状況としては適地であるということで、そのような形でスタートしたというふうにちょっと理解はしておりますけれども、すみません、ちょっと十分なお答えになっているかどうか分かりませんが、経緯としてはそういうような経緯。厚生労働省の設置に基づいての協議に基づく共同処理事務ということでの理解でございます。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

○土光委員 要は聞きたいのは、そういった老人福祉のそういう建物を、単独の自治体ではなくて、何で広域で受けるようになったかというところが、例えばごみ処理は広域っていうのは話わかるのですよ。一つの単独の老人福祉施設を、一つの単独の自治体ではなくて広域でそれを受けてやっていくというふうになった経緯、理由が何だろうなあと思っております。

(「今日の議事案件に…。議事整理。委員長。」と声あり)

(「まあちょっと、ほかの者にも今発言させや、委員長。1人ばかりじゃなしに、ちょっと回してよ、発言を。」と声あり)

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。そういったしましたら議事に沿った発言をお願いします。

○土光委員 じゃあ、そこはちょっと置いときます。実はね、この4月の時に、この土地を日吉津村に無償譲渡していますよね。これ何で日吉津村に無償譲渡したのだからかと思ったんですが、今の話を聞くと、もともとこれを始めるときに、土地そのものは日吉津村が無償で広域に提供したという事実があるから、今回無償である意味で返したというか、そういうふうな理解でよろしいですか。

○奥岩委員長 本池課長。

○本池施設管理課長 委員おっしゃるとおりに無償譲渡で提供いただいたものですので、無償譲渡で返還させていただいたというような流れでございます。

○土光委員 委員長。

○奥岩委員長 土光委員。

(「委員長、ちょっと回してくれ、回してくれ、ちょっと。」と声あり)

○土光委員 あと一つだけ言うので。建物に関しては、これを始めるときに西部広域が造ったんですか。それとも、どこかの建物を譲り受ける形で建物はできたんですか。そこを一つ。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○奥岩委員長 本池課長。

○本池課長 建物につきましてもですね、西部広域の組合のほうで建設しているものでございます。

○土光委員 一から建設したんですね。分かりました。

○勝部委員 はい、委員長。

○奥岩委員長 勝部委員。

○勝部委員 あのですね、1点だけ。この文章の、資料1の下段の3のところですね、先方さんからの申し出の文書があるんだけど、ここは弁護士さんが書いた文章だとは想像するんですけど、3行目から4行目にかけて、いわゆる贈与及び契約解除と書いてあるんだけど、これ2つ目は考えられないと思うんだけど。1つ目の贈与という言葉も、正式には我々地方自治法上では贈与では持ってこれないと思うんだけど。まあ、いわゆる寄附になると思うんだけど、地方自治法上は。こういう言葉遣いしてもらっても困るんだけど。いわゆる指定寄附でも困るし、一般寄附されてももちろん困るし、その辺の整理は先方さんと話してもらわないと、これはやっぱり具合悪いんで。2番目は、議決して、いろんなしたことについて、まあ土地のほうの無償譲渡の議決はしてるんで、これは。こういうことになると非常に問題があるので、2つ目は、私は事実上考えられないと思うんですけど、事務局、この点はどう考えておられますか。2つ目はあり得ないと思うんだけどね、これは。これはいわゆる一回実行した上で、それで新たな契約を結んで、うちが、一般寄附契約をしてもらおうとかね。そういう形しかないと思う



んだ。その辺の事務局の今、まあ今分かんなかったら分かんなかったんでいいんですけど、今後検討していただきたい。まあ、こういうことです。何か御発言があれば。

○奥岩委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 今、勝部委員さんのほうから言われました点も含めまして、今、法的な整理、これが非常に今、求められておりまして、先ほど戸田委員さんのほうからもありましたけども、今、顧問弁護士のほうとも細かい部分も含めまして、で、おっしゃいますように建物の売買契約の解除もしくは解約、こういったことが本当に可能なのかどうなのか、また、場合によってはリスク、それから先ほど言いました議決、今もお話ありました議決の取扱い、そのあたりもかなり複雑に絡み合っておりますので、そこはおっしゃいますように、またうちのほうもしっかり整理をしていきたいというふうに思っておりますし、また、御報告をさせていただきます点で、もし不足等があれば、またぜひ御助言をいただきながら、一緒に取組みのほうを進めさせていただけたら本当に大変ありがたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○勝部委員 はい。委員長、以上。

○奥岩委員長 ほか、よろしいですかね。それでは、次に進ませていただきます。

次に、(2)旧灰溶融施設(エコスラグセンター)のサウンディング型市場調査の実施内容等の見直しについてを調査事項といたします。当局より説明を求めます。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○奥岩委員長 本池課長。

○本池施設管理課長 それでは、資料2を用いまして説明をさせていただきます。

このエコスラグセンターでございますが、サウンディング調査の内容につきましては、令和4年8月31日に開催させていただきました組合議会の民生環境常任委員会におきまして、調査の目的ですとか、提案を求める項目などの調査の実施内容を御説明させていただきました。その際にいろいろ御指摘をいただいておりますので、この御指摘をいただいたことを踏まえまして、実施内容につきましては伯耆町さんと調整を図りまして、以下のとおり見直したものを報告させていただきます。

まず、1番目の指摘事項の①といたしまして、施設内のダイオキシンは西部広域が処理する必要があるのではないかという御意見、御指摘をいただいておりますので、見直しを行った内容といたしましては、この溶融炉内、溶融施設の溶融炉の使用の有無によりましてダイオキシンの対策が異なることが考えられますので、サウンディング(対話)の項目に括弧書きにしておりますが、「溶融炉の使用の有無とダイオキシン対策」ということを追加させていただいて提案を求めることといたしまして、この提案内容に応じまして、組合において適切なダイオキシン対

策を検討することといたしました。

また、続きまして、指摘事項の②でございますが、サウンディング調査の実施に当たって伯耆町との調整はできているのかという御指摘でございますが、こちらは、見直しを行った内容といたしましては、地元対応や調査実施要領の内容、また調査後の検討の進め方などにつきまして、改めて伯耆町さんと2か月程度をいただきまして調整をさせていただきました。その結果、当初は9月中旬の開始を予定としておりましたが、調査の開始時期を11月1日に、今のところ予定でございますが、延期させていただいて対応をさせていただいております。

次に、参考といたしまして、まとめでございますが、こちらがサウンディング型市場調査の実施要領の概要を案という形で記載しております。こちら1番目の調査目的といたしましては記載のとおりでございますが、令和7年、8年度に解体する計画、この前段で民間事業者から活用アイデアを募集いたしまして、活用の可能性及び市場性を把握するものでございます。また、2番目、サウンディングの項目（提案を求める内容）でございますが、こちらは5項目列記しております。また、3番目の実施期間でございますが、先ほど説明いたしましたとおり、令和4年11月1日の予定といたしまして、3月31日までの5か月間ということ想定をしております。また、4番目の調査後の検討の進め方につきましては、いただいた提案内容に基づきまして、施設譲渡の可否について伯耆町及び地元関係地区と協議を行いながら検討を進めることといたしまして、協議が整わない場合には、譲渡を行わず解体計画を進めることとなるというものでございます。

説明は簡単ですが、以上でございます。

**○奥岩委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質疑、御意見ございますでしょうか。景山委員。

**○景山委員** エコスラグセンターのサウンディングですけれども、前の議題のうなばら荘の件、これもサウンディングをやって、その後に公募をかけて事業を進めてきています。エコスラグセンターについては、公募にするかどうかはまだ決定ではないというこの間のお話ではありましたが、やはり立地自治体としては非常にまあ、こういった先例ができてしまうと不安感も当然お持ちになることだろうと思います。ですので、うなばら荘のサウンディングから公募にかけて、こういった事態になってしまったということを検証した上で、こういうことが限りなく起きる可能性を小さくした上で進めていかんといけんと思いますが、そこら辺でまだうなばら荘、話が始まったばかりで非常に答えにくいとおっしゃるかもしれませんが、そこら辺どういうふうに検証していかれるつもりでしょうか。

**○本池施設管理課長** はい、委員長。

**○奥岩委員長** 本池課長。

**○本池施設管理課長** 先ほど、委員さんから御指摘いただいたとおりでございます。まだうなばら荘の検証もこれから始まったところでございますので、そこでのいろいろなリスクの想定の方ですとか、そういったところは、エコスラグセンターの場合は、譲渡に進む際には当然地元の了解ですとか、そのあたりが必要なものでございますので、仮によい提案をいただいて、まあ提案があるかどうかは分からないとこなんですけど、提案をいただいた場合には、譲渡に進む際には当然地元の御了解をいただいた上で譲渡に進んでいくような形になると思うんですが、その際には、やはりうなばら荘での経験といいますか、そういった対応したことを踏まえた上で譲渡の契約ですとか、そのあたりで適切に対応していきたいなというふうには考えております。

**○三上事務局長** 委員長。

**○奥岩委員長** 三上事務局長。

**○三上事務局長** ちょっと補足をさせていただきたいと思います。うなばら荘のサウンディングをさせていただいたときも、ちょうどコロナ、先ほども御質問ありましたけども、既にコロナ禍という中で、実はその実施時期等も適当かどうか、サウンディングする時期も適当かどうかというようなお話もありながらですね、協議をさせていただきながら進めさせていただいたという経過がございます。それで、今回そのうなばら荘とエコスラグセンターの場合、どういうふうに検証、今回の失敗例を反映させていくかというところなんですけども、そのうなばら荘でいただきました今回公募プロポーザルの内容が、要は集客といいますか、非常にコロナに影響を受ける内容での事業計画をいただいたというようなことが一つあったのかなというふうに思います。そういった中で、今回エコスラグセンターにおきましては、そういうような集客施設での利用っていうようなものは、あまりちょっと想定もできないのかなっていうふうにも思っておりますけども、そういうその環境下、まずは実際の営業される上で、やっぱりメインになるような業種、そのあたりをしっかりと見極めさせていただいてですね、あとはどの程度回収、やっぱり今、資材費が高騰しておりますから、そういう物価の上昇と、資材費等が、これを活用されるに当たって、どの程度の回収が出てくるのか、そういうようなところもしっかり検証しながら、場合によっては、その次のステップに進むかどうかっていうのは、まずやっぱり地元での、しっかり合意がいただけた上での話ということになりますけども、仮にそれがクリアした段階で譲渡に進むというような状況になった際は、例えば時期によっては事業者さんと相談をしながらですね、ある程度経済活動が安定したような時期ですとか、そのあたりはしっかり対話をさせていただきながら進めていく、そういうようなことが必要ではないかなというふうに思っております。まだまだ十分な検証をしているわけではございませんので、これからさらに考えさせていただく中で、今回のこういうことをしっかり教訓にさせていただきながら事業展開のほうを進めてまいりたいという

ふうにご考慮しております。

○**景山委員** はい、いいです。

○**奥岩委員長** ほか、よろしいですか。森岡委員。

○**森岡委員** 以前にも私、指摘をさせていただいたと思うんですが、この行政の手法としてのサウンディング型市場調査ですね、これを行政がいいように使うっていうか、サウンディングと入札の関係性ですよね。サウンディングはしたけども入札で駄目だったとか、サウンディングに応じなかったけども入札で取りましたよというような、少し業者さん側としてはすごく不公平な条件というか、やっぱりここはね、サウンディングやるんだったら入札の中で要綱をつくって、アドバンテージを設けるとかしないと、本当に真摯なサウンディングに応じてくれる業者さんが出ないんじゃないかな。というのは、やっぱりこういう環境だとか、そういった非常に地域住民の方に御迷惑をかけている施設でもありますので、なかなかそこら辺は慎重に取り扱う必要があるんじゃないかなと、私はそういうふうには、サウンディングを行うんだしたら、それぐらいのことはきちんと要綱に定めるべきじゃないかなっていうふうには思うんですが、これを入札にかける場合、どういう形で対応されるのか、お考えをお聞かせいただければと思うんですが。

○**本池施設管理課長** はい。

○**奥岩委員長** 本池課長。

○**本池施設管理課長** 委員おっしゃるとおりに、提案いただいて、提案が採用されなかったりですとか、そういうのは本当に提案し損というふうな形になって、事業者さんに非常に御迷惑をかけるような形になると思うところがございますが、このサウンディングの募集に当たりまして、まずはインセンティブにならないというような募集内容に記載をさせていただいて、それでもなおかつサウンディングをいただける事業者さんがあるということであれば、それにこしたことはないんですが、なかなかインセンティブを設けるっていうことも、やはり他の自治体のやり方っていうところもいろいろと参考にさせていただきながら研究していかなくちゃいけないなという課題は認識しておりますので、ちょっと今後研究させていただきたいというふうには考えております。

○**森岡委員** はい。

○**奥岩委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** というのはですね、指摘事項1、私、このダイオキシンのことを指摘したんですが、これの処理をどうするかによっても全く組合の費用負担が違ってくるんですよね。だから、本当に慎重にサウンディングをやって入札をやらないと、本当に何て言うんですかね、不公平な状況が生まれたりとか、中途半端な内容で終わったりとか、そういうふうになりかねない危険性をはらんでいるかなというふうには私は思っているんです。だから、これは本当に慎重にね、きちんとしたルールをつくって対応していただきたい。それはもう伯耆町の方々のため

もあると思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○奥岩委員長 ほか、よろしいでしょうか。

○戸田委員 委員長。

○奥岩委員長 戸田委員。

○戸田委員 森岡委員さんとかぶるかもしれませんが、今、サウンディング調査をする場合に当たって、要綱の中で本当に広く求めていくのか、ある程度廃棄物行政に求めていくのか、そういうところだと私は思うんですよ。いろいろ他市の事例を見ると、広く求めておるんですよ。で、そこから調整を図っていく。しかしながら、今日、勝部委員さんもおられるんですけども、ここの最後の4項の中に、協議が整わない場合は、いわゆる施設の譲渡を行わない。ここで先ほど森岡さんもおっしゃったように、その対象によっていろいろ違ってくると。ダイオキシン対策を同じ廃棄物行政がやれば、それもクリアできるでしょう。そこはなかなか難しくはあって、サウンディングやった、業者が手を挙げられた、手を挙げられたっていうか、そういう業者が応募されたということですかね。そこで例えばウェルカムの企業であれば、地元の伯耆町の関係者の方もウェルカムであろうと私は思うんです。しかしながらウェルカムでないという、まあこれは適切な言葉かどうかわかりませんが、そういうような様態があれば、なかなか同意形成はできないですよというふうになれば、どちらが先に事務を進めていくのか、本当に難しくなってくると思うんです。そここのところを十分に検討されていかないと、一つの廃棄物処理施設を建設立地するのと同様の事務をつかさどっていかねばならないというふうに想定されるんですよ。ただ、行政財産を普通財産に振り替えて、この組合の所有財産を塩漬けしないように、有効活用するというのが当局の考え方であろうと私は思っておるんですけども、その辺のところ十分に慎重にされて、本当に地元の住民の方々に理解を得られるような、そういうふうなスタンス、いわゆる事務体制の構築は、私は図っていくべきだろうというふうに思ひます。これは意見として終わりたいと思ひます。以上です。

○奥岩委員長 ほか、委員の皆様よろしいでしょうか。ないようですので、以上で終わりたいと思ひます。

~~~~~

3 閉 会

○奥岩委員長 それでは、以上をもちまして民生環境常任委員会を閉会いたします。

(午後2時58分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生環境常任臨時委員長 勝 部 俊 徳

民生環境常任委員長 奥 岩 浩 基